

社会福祉法人設立の概要

伊勢原市保健福祉部福祉総務課

I 社会福祉法人とは

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（以下「法」という。）の定めるところにより設立された法人です。社会福祉事業とは、法第2条に定められている第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業であり、この社会福祉事業を行うことを目的としないものは社会福祉法人となることはできません。

II 社会福祉法人の行う事業

1 社会福祉事業とは

社会福祉事業は、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業に分類されています。第一種社会福祉事業は、原則として、国、地方公共団体又は社会福祉法人でなければ経営できません。（法第60条）

また、第二種社会福祉事業は、第一種社会福祉事業と異なり、その事業が行われることが社会福祉の増進に貢献するものであり、これに伴う弊害のおそれと比較的少ないため、その経営主体については制限がありません。

なお、社会福祉事業が法人の実施する事業のうち主たる地位を占めるものでなければいけません。

また、社会福祉法人は、法第2条で規定されている社会福祉事業以外の事業のみでの社会福祉法人の設立はできませんので御注意ください。

<第一種社会福祉事業>

1 生活保護法に規定する事業（法第2条第2項第1号）

(1) 救護施設（生活保護法第38条第2項）

・身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設

(2) 更生施設（同法第38条第3項）

・身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設

(3) 医療保護施設（同法第38条第4項）

・医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設

(4) 授産施設（同法第38条第5項）

・身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設

(5) 宿所提供施設（同法第38条第6項）

・その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設

2 児童福祉法に規定する事業（法第2条第2項第2号）

(1) 乳児院（児童福祉法第37条）

・乳児（保健上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね2未満の乳児を含む）を入院させて、これを養育することを目的とする施設

(2) 母子生活支援施設（同法第38条）

・配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設

(3) 児童養護施設（同法第41条）

・乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設

(4) 障害児入所施設（同法第42条）

① 福祉型障害児入所施設：保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与

② 医療型障害児入所施設：保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

(5) 情緒障害児短期治療施設（同法第43条の2）

・軽度の情緒障害を有するおおむね十二歳未満の児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治すことを目的とする施設

(6) 児童自立支援施設（同法第44条）

・不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設

3 老人福祉法に規定する事業（法第2条第2項第3号）

(1) 養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4）

・65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを、市町村による措置に基づき入所させ、養護することを目的とする施設

(2) 特別養護老人ホーム（同法第20条の5）

・介護保険法の規定による介護老人福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者又は生活保護法の規定による介護老人福祉施設サービスに係る介護扶助に係る者を入所させ、又は市町村による措置に基づき、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居宅において常時介護を受けることが困難であり、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認められる65歳以上の者を入所させ、養護することを目的とする施設

(3) 軽費老人ホーム（同法第20条の6）

・無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であって、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム以外のもの

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する事業（法第2条第2項第4号）
障害者支援施設（障害者総合支援法第5条の12） ・ 障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害サービスを行う施設

5 売春防止法に規定する事業（法第2条第2項第6号）
婦人保護施設（売春防止法第36条） ・ 要保護女子（性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子）を入所させて保護するための施設

6 その他の事業（法第2条第2項第7号）
・ 授産施設を経営する事業 ・ 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

<第二種社会福祉事業>

- 1 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業（法第2条第3項第1号）
- 2 生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労支援事業（法第2条第3項第1号の2）

3 児童福祉法に規定する事業（法第2条第3項第2号）
(1) 障害児通所支援事業（児童福祉法第6条の2第1項から第5項まで） ・ 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を行う事業
(2) 障害児相談支援事業（児童福祉法第6条の2第6項から第8項まで） ・ 障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行う事業
(3) 児童自立生活援助事業（児童福祉法第6条の3第1項） ・ 義務教育を終了した児童であって、里親への委託措置や児童養護施設等への施設入所を解除されたもの等について、児童の自立を図るため、都道府県による措置に基づき、これらの者が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行う事業
(4) 放課後児童健全育成事業（同法第6条の3第2項） ・ 小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業

(5) 子育て短期支援事業（同法第6条の3第3項）

・保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、厚生労働省令で定めるところにより、児童養護施設その他の施設に入所させ、その者に必要な保護を行う事業

(6) 乳児家庭全戸訪問事業（同法第6条の3第4項）

・一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業

(7) 養育支援訪問事業（同法第6条の3第5項）

・厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居室において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

(8) 地域子育て支援拠点事業（同法第6条の3第6項）

・厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

(9) 一時預かり事業（同法第6条の3第7項）

・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

(10) 小規模住居型児童養育事業（同法第6条の3第8項）

・里親への委託措置や児童養護施設等への施設入所に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者の住居において養育を行う事業

4 児童福祉法に規定する施設（法第2条第3項第2号）

(1) 助産施設（同法第36条）

・保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることできない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設

(2) 保育所（同法第39条）

・日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設

(3) 児童厚生施設（同法第40条）

・児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設

(4) 児童家庭支援センター（同法第44条の2）

・地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他のからの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、都道府県又は児童相談所長からの委託を受けて指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等の援助を総合的に行うことを目的とする施設

○ 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

5 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園（法第2条第3項第2号の2）

6 母子及び寡婦福祉法に規定する事業（法第2条第3項第3号）

(1) 母子家庭等日常生活支援事業（母子及び寡婦福祉法第17条）

・配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものがその者の疾その他の理由により日常生活等に支障を生じたと認められる場合において、都道府県又は市町村による措置に基づき、その者の居宅における乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもって行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業

(2) 寡婦日常生活支援事業（同法第33条）

・寡婦がその者の疾病その他の理由により日常生活等に支障を生じたと認められる場合において、都道府県又は市町村の措置に基づき、その者につき、その者の居宅における食事の世話若しくは専門的知識をもって行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活等を営むのに必要な便宜を供与する事業

7 母子及び寡婦福祉法に規定する施設（法第2条第3項第3号）

(1) 母子福祉センター（同法第39条第2項）

・無料又は低額な料金で、母子家庭に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設

(2) 母子休養ホーム（同法第39条第3項）

・無料又は低額な料金で、母子家庭に対して、レクリエーションその他休養のための便宜を供与することを目的とする施設

8 老人福祉法に規定する事業（法第2条第3項第4号）

(1) 老人居宅介護等事業（老人福祉法第5条の2第2項）

④ 介護保険法の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費、夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者

② 生活保護法の規定による訪問介護及び夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護に係る介護扶助に係る者

③ 市町村による措置に係る者

上記の者につき、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業

(2) 老人デイサービス事業（同法第5条の2第3項）

① 介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者（その者を現に養護する者を含む）

② 生活保護法の規定による通所介護及び認知症対応型通所介護又は介護予防通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係る介護扶助に係る者（養護者を含む）

③ 市町村による措置に係る者

上記の者につき、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与する事業

(3) 老人短期入所事業（同法第5条の2第4項）

① 介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者（その者を現に養護する者を含む）

② 生活保護法の規定による短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護に係る介護扶助に係る者

③ 市町村による措置に係る者

上記の者につき、特別養護老人ホーム、養護老人ホームその他これらに準ずる施設に短期間入所させ、養護する事業

(4) 小規模多機能型居宅介護事業（同法第5条の2第5項）

① 介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者

② 生活保護法の規定による小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護に係る介護扶助に係る者

③ 市町村による措置に係る者

上記の者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜及び機能訓練を供与する事業

(5) 認知症対応型老人共同生活援助事業（同法第5条の2第6項）

① 介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者

② 生活保護法の規定による認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護に係る介護扶助に係る者

③ 市町村による措置に係る者

上記の者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業

(6) 複合型サービス福祉事業（同法第5条の2第7項）

・居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるもの

9 老人福祉法に規定する施設（法第2条第3項第4号）

(1) 老人デイサービスセンター（同法第20条の2の2）

① 介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者（その者を現に養護する者を含む）

② 生活保護法の規定による通所介護及び認知症対応型通所介護又は介護予防通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係る介護扶助に係る者（養護者を含む）

③ 市町村による措置に係る者

上記の者を通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設

(2) 老人短期入所施設（同法第20条の7）

① 介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者（その者を現に養護する者を含む）

② 生活保護法の規定による短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護に係る介護扶助に係る者

③ 市町村による措置に係る者

上記の者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設

(3) 老人福祉センター（同法第20条の7の2）

- ・無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設

(4) 老人介護支援センター（同法第20条の7の2）

- ・地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他の老人の福祉の増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整等の援助を総合的に行うことを目的とする施設

10 障害者総合支援法に規定する事業（法第2条第3項第4号の2）

(1) 障害福祉サービス事業（障害者総合支援法第5条第2項、第11項、第13項から第16項まで）

- ・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を行う事業

(2) 一般相談支援事業（同法第5条第17項から第20項まで）

- ・基本相談支援及び地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）のいずれも行いう事業

(3) 特定相談支援事業（同法第5条第17項及び第18項、第21項及び第22項）

- ・基本相談支援及び計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）のいずれも行いう事業

(4) 移動支援事業（同法第5条第25項）

- ・障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業

11 障害者総合支援法に規定する施設（法第2条第3項第4号の2）

(1) 地域活動支援センター（同法第5条第26項）

- ・障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う施設

(2) 福祉ホーム（同法第5条第27項）

- ・現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活上必要な便宜を供与する施設

12 身体障害者福祉法に規定する事業（法第2条第3項第5号）

(1) 身体障害者生活訓練等事業（身体障害者福祉法第4条の2第1項）

- ・身体障害者に対する点字又は手話の訓練その他の身体障害者が日常生活又は社会生活を営むために必要な訓練その他の援助を提供する事業

(2) 手話通訳事業（同法第4条の2第2項）

・聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者（聴覚障害者等）につき、手話通訳等に関する便宜を供与する事業

(3) 介助犬訓練事業（同法第4条の2第3項）

・介助犬の訓練を行うとともに、肢体不自由者に対し、介助犬の利用に必要な訓練を行う事業

(4) 聴導犬訓練事業（同法第4条の2第3項）

・聴導犬の訓練を行うとともに、聴覚障害のある身体障害者に対し、聴導犬の利用に必要な訓練を行う事業

1 3 身体障害者福祉法に規定する施設（法第2条第3項第5号）

(1) 身体障害者福祉センター（同法第31条）

・無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設

(2) 補装具製作施設（同法第32条）

・無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う施設

(3) 盲導犬訓練施設（同法第33条）

・無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害のある身体障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設

(4) 視聴覚障害者情報提供施設（同法第34条）

・無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であって専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、若しくはこれらを視聴覚障害者の利用に供し、又は点訳若しくは手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣等の便宜を供与する施設

○身体障害者の更生相談に応ずる事業（同法第11条）

1 4 知的障害者福祉法に規定する事業（法第2条第3項第6号）

知的障害者の更生相談に応ずる事業（知的障害者福祉法第12条）

・地域の知的障害者の福祉に関する各般の問題につき、主として居宅において日常生活を営む18歳以上の知的障害者又はその介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、都道府県の福祉事務所長からの委託を受けて相談及び指導を行い、併せてこれらの者と市町村、知的障害者居宅生活支援事業を行う者、知的障害者援護施設、医療機関等との連絡及び調整等の援助を総合的に行う事業

1 5 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業（法第2条第3項第8号）

(1) 簡易住宅を貸し付ける事業

(2) 宿泊所等を利用させる事業

- 1 6 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業（法第 2 条第 3 項第 9 号）
- 1 7 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業（法第 2 条第 3 項第 1 0 号）

1 8 隣保事業（法第 2 条第 3 項第 1 1 号）

隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うもの。

1 9 福祉サービス利用援助事業（法第 2 条第 3 項第 1 2 号）

精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（社会福祉事業において提供されるものに限る。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業

2 0 社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業（法第 2 条第 3 項第 1 2 号）

- (1) 連絡を行う事業
- (2) 助成を行う事業

2 社会福祉事業に含まれない事業（法第 2 条第 4 項）

次に掲げるものは、上記の社会福祉事業と同じ内容の場合等であっても、社会福祉事業として取り扱わないこととなっています。

- (1) 更生保護事業法に規定する更生保護事業
- (2) 実施期間が 6 月（連絡助成事業にあつては 3 月）を超えない事業
- (3) 社団又は組合が行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの
- (4) 法第 2 条第 2 項各号の事業及び同条第 3 項第 1 号から第 9 号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が入所させて保護を行うものにあつては 5 人、その他の者にあつては 20 人（政令で定めるものにあつては 10 人）に満たないもの
- (5) 社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成金額が毎年度 500 万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度 50 に満たないもの

3 公益事業及び収益事業

社会福祉法人がその経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業及び収益事業を行うことができます。（法第 2 6 条）

なお、公益事業及び収益事業は、「社会福祉事業に対して従たる地位にある」ことが前提であるため、年間事業費で社会福祉事業の額を超える事業運営はできません。

(1) 公益事業

社会福祉法人が行う公益事業についての基本的な考え方は以下のとおりであり、次に掲げるものが公益事業とされています（ただし社会福祉事業に該当するものを除く。）

- ① 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
 - ② 公益事業には、例えば次のような事業が含まれること（社会福祉事業であるものを除く）。
 - 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
 - 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
 - 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
 - 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
 - 入所施設からの退院・退所を支援する事業
 - 子育て支援に関する事業
 - 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
 - ボランティアの育成に関する事業
 - 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
 - 社会福祉に関する調査研究等
 - 法第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる「事業規模要件」を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）
 - 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を経営する事業若しくは地域支援事業を市町村から受託して実施する事業又は老人保健法に規定する指定老人訪問看護を行う事業（※1）
 - 有料老人ホームを経営する事業
 - 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業
 - 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業（※2）
- ※1 居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくとも差し支えありません。
- ※2 営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当ではありません。また、このような者に対して収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となります。
- ③ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。

- ④ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し、従たる地位にあることが必要であること。
- ⑤ 社会通念上は公益性が認められるものであっても、社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。
- ⑥ 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

(2) 収益事業

社会福祉法人が行うことができる収益事業については、次のようなものでなければならないとされており、下記の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものとされています。

なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であることとされています。

- ① 法人が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下③も同様。）の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。
- ② 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。
- ③ 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。
- ④ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業又は公益事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- ⑤ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。
- ⑥ 母子及び寡婦福祉法第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令第6条第1項各号に掲げる事業については、③は適用されないものであること。

ただし、次のそれぞれの場合には、上記要件に該当しないため収益事業として認められないとされています

1 「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」には該当しない事業
(1) 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合 (例) 会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等
(2) たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合
(3) 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を経営する場合

2 「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるため、法人は行うことができないとされている事業
(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）にいう風俗営業及び風俗関連営業
(2) 高利な融資事業
(3) 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

3 「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があるため、適当ではないとされている事業
(1) 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合
(2) 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

Ⅲ 法人の組織運営

社会福祉法人には、役員（理事、監事）及び評議員を必ず置くこととされています。役員とは、理事及び監事のことをいいます。

社会福祉法人の役員に就任するためには、欠格事項に該当していないことが必要です。

役員欠格事項（法第44条第1項により準用される法40条第1項）
(1) 法人
(2) 成年被後見人又は被保佐人
(3) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法に違反して刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
(4) 前号に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
(5) 社会福祉法第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員

1 理事

理事は法人内部の事務を処理すると同時に、外部に向かって法人を代表する役員であるため社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であることが必要です。

また、理事の選任に当たっては、次の点に留意してください。

- (1) 理事の定数は6人以上であること。
- (2) 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特殊の関係がある者が総数の三分の一を超えて含まれないこと。

※ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人

- (3) 理事には、次に掲げる者が含まれていること。
 - ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

- ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合は、当該施設の管理者
- (4) 暴力団員等の反社会的勢力の者が含まれていないこと。

○理事と特殊の関係がある者

- ① 当該理事と事実上婚姻関係同様の事情にある者
- ② 当該理事に雇用されている者
- ③ ①、②に掲げる者以外のものであって当該理事から受ける金銭その他財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②、③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族これらの者と生計を一にするもの
- ⑥ 当該理事が役員（※）となっている他の同一団体（社会福祉法人を除く。）役員又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
※業務を執行する社員含む
- ⑦ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である理事（これらの理事が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
 - ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、大学又大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

2 監事

監事は、法人の監査機関であって、社会福祉法人については常置必須の機関とされています。監事の選任に当たっては、次の点に留意してください。

- (1) 監事の定数は2人以上であること。
- (2) 当該社会福祉法人の理事、評議員又は職員を兼任していないこと。
- (3) 監事には、次に掲げる者が含まれていること。
 - ① 社会福祉事業について識見を有する者
 - ② 財務管理について識見を有する者
- (4) 暴力団員等の反社会的勢力の者が含まれていないこと。
- (5) 監事には、各役員配偶者又は三親等以内の親族が含まれていないこと。
- (6) 監事には、各役員と特殊の関係にある者がある者が含まれていないこと。

○監事と特殊の関係がある者

- ① 当該役員と事実上婚姻関係同様の事情にある者
- ② 当該役員に雇用されている者
- ③ ①、②に掲げる者以外のものであって、当該役員から受ける金銭その他財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②、③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの

⑥ 当該理事が役員（※）となっている他の同一団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）

※業務を執行する社員含む

⑦ 当該監事が役員となっている他の同一団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員（当該監事を含む）又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）

⑧ 支配している他の社会福祉法人理事又は職員

⑨ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である理事（これらの理事が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）

・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、大学又大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

3 評議員・評議員会

評議員会は、これまでの諮問機関とは異なり、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、役員を選任・解任を通じ、事後的に法人運営を監督する機関として位置づけられました。

また、従来の評議員会に諮問されていた業務執行に関する事項についての意思決定は理事会で行うこととなり、評議員会の決議事項は法に規定する事項及び定款で定めた事項に限定されます。

社会福祉法人の評議員に就任するためには、欠格事項に該当していないことが必要です。

評議員の欠格事項（法第40条第1項）
(1) 法人
(2) 成年被後見人又は被保佐人
(3) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法に違反して刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
(4) 前号に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
(5) 社会福祉法第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員

評議員の選任に当たっては、次の点に留意してください。

- (1) 評議員の選任方法について定款に定めがあること。
- (2) 評議員の定数は理事の人数を超える数であること。
- (3) 当該社会福祉法人の理事、監事又は職員を兼任していないこと。
- (4) 評議員は社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者を選任すること。
- (5) 暴力団員等の反社会的勢力の者が含まれていないこと。
- (6) 評議員には、各評議員又は各役員配偶者又は三親等以内の親族が含まれていないこと。
- (7) 評議員には、各評議員又は各役員と特殊の関係にある者が含まれていないこと。

○評議員と特殊の関係がある者

- ① 評議員又は役員と事実上婚姻関係同様の事情にある者
- ② 評議員又は役員に雇用されている者
- ③ ①、②に掲げる者以外のものであって、当該評議員又は役から受ける金銭その他 評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②、③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内族であってこれらの者と生計を一にするもの
- ⑥ 当該評議員が役員（※）となっている他の同一団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員（当該評議員を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
※業務を執行する社員含む
- ⑦ 当該社会福祉法人の役員が役員（※）となっている他の同一団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
※業務を執行する社員含む
- ⑧ 支配している他の社会福祉法人（当該社会福祉法人の役員又は評議員で総数の過半数を占めている他社会福祉法人）の役員又は職員
- ⑨ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である理事（これらの理事が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
 - ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、大学又大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

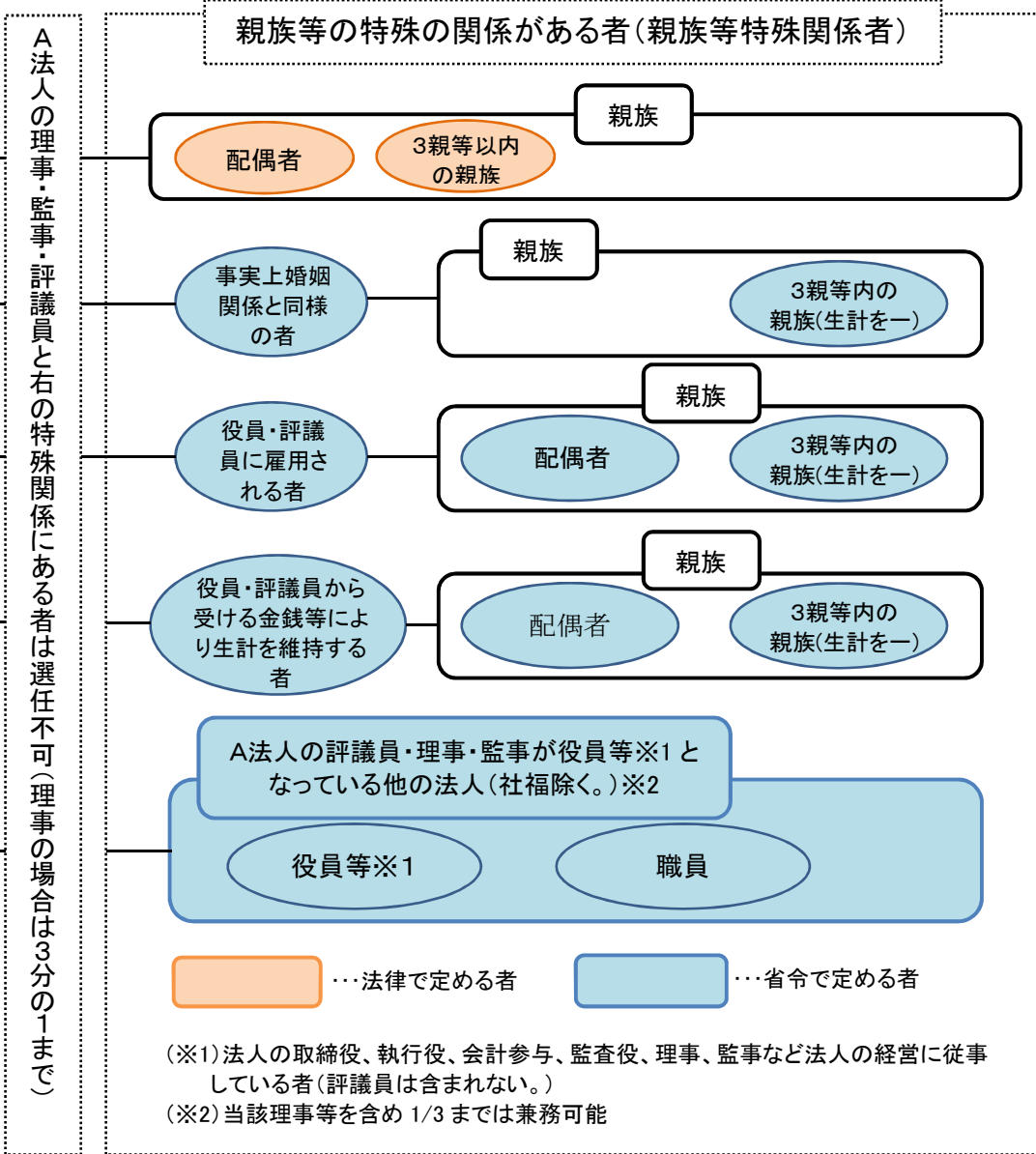
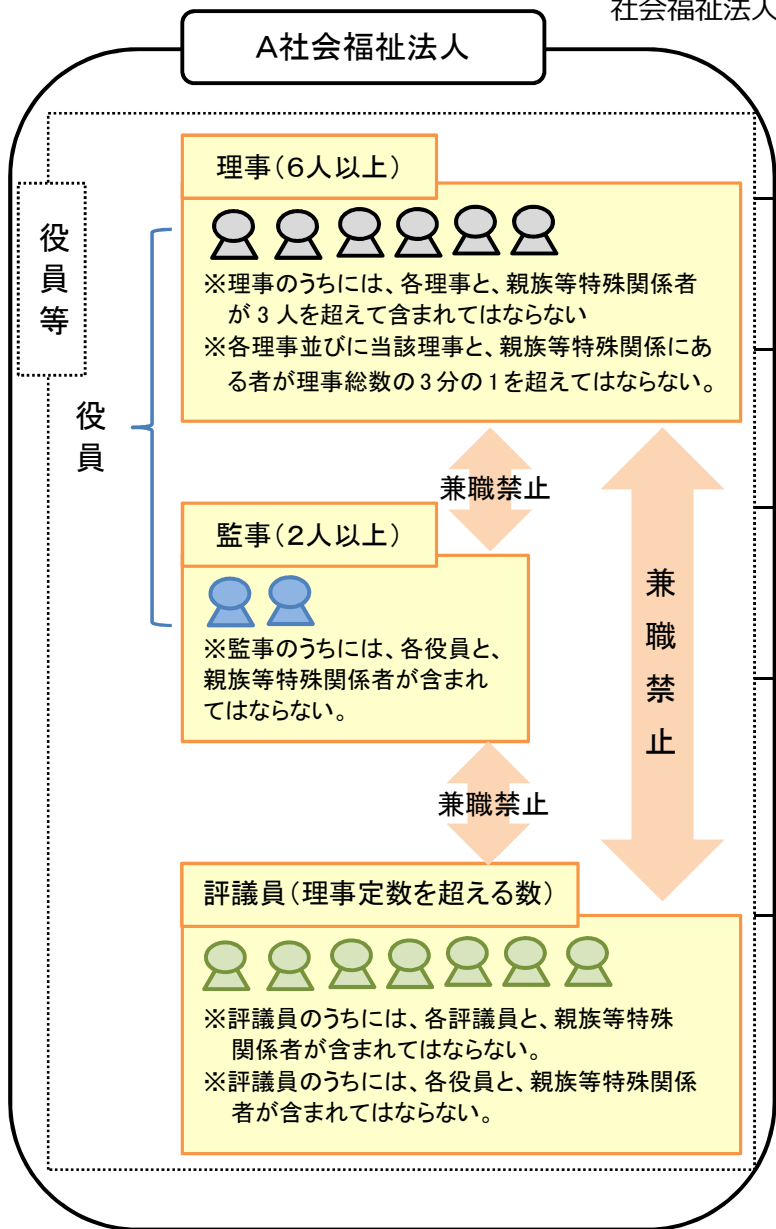
○法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼務関係

	会計監査人	監事	理事	評議員	職員
会計監査人		× (公認会計士法)	× (公認会計士法)	× (公認会計士法)	× (公認会計士法)
監事	× (公認会計士法)		× (社会福祉法 第 44 条第 2 項)	× (社会福祉法 第 40 条第 2 項)	× (社会福祉法 第 44 条第 2 項)
理事	× (公認会計士法)	× (社会福祉法 第 44 条第 2 項)		× (社会福祉法 第 40 条第 2 項)	○
評議員	× (公認会計士法)	× (社会福祉法 第 40 条第 2 項)	× (社会福祉法 第 40 条第 2 項)		× (社会福祉法 第 40 条第 2 項)
職員	× (公認会計士法)	× (社会福祉法 第 44 条第 2 項)	○	× (社会福祉法 第 40 条第 2 項)	

○評議員・監事・会計監査人と顧問会計士等との兼務関係

		評議員	監事	会計監査人	
顧問会計士 顧問税理士 顧問弁護士	法律面・経営面の アドバイスのみ	○	○	記帳代行業務	×
	記帳代行業務 税理士業務	×	×		
財務会計に係る 態勢整備状況の 点検等の支援	助言にとどまる場合	○	○	税理士業務	×
	業務執行に当たる場合	×	×		

社会福祉法人における親族等の特殊の関係のある者

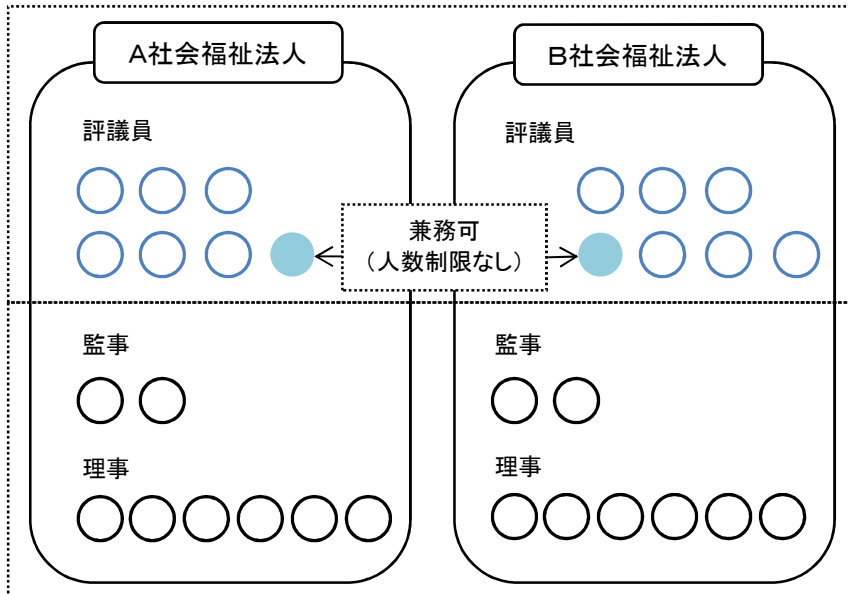


評議員の特殊関係者

問 A 社会福祉法人の評議員には、B 社会福祉法人の評議員が就任することは可能か。
可能な場合、人数制限はあるのか。

(答)

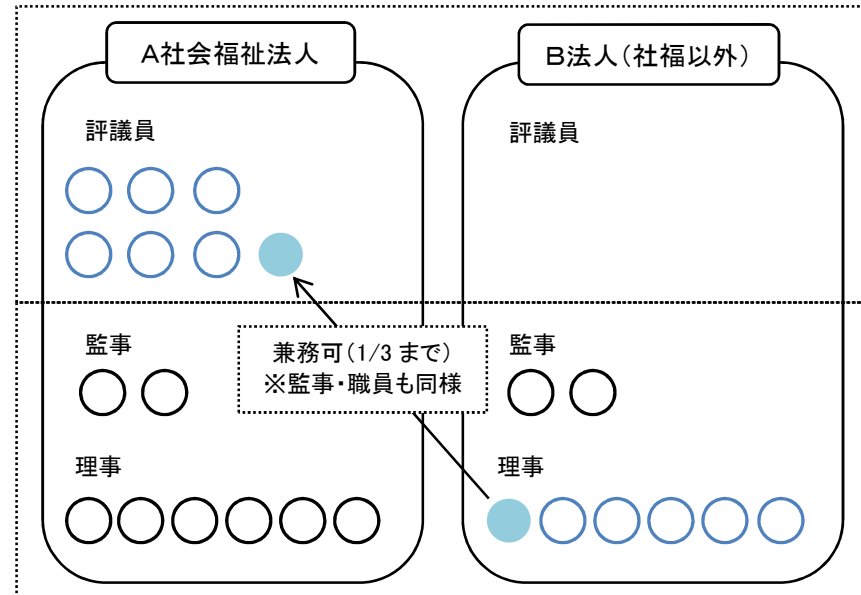
- 1 人数に制限なく兼務可能である。



問 A 社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でない B 法人の役員又は職員が就任することは可能か。

(答)

- 1 可能である。ただし、A 社会福祉法人の評議員と B 法人の役員又は職員を兼務している者が、A 法人の評議員総数の 3分の1を超えて含まれてはならない。

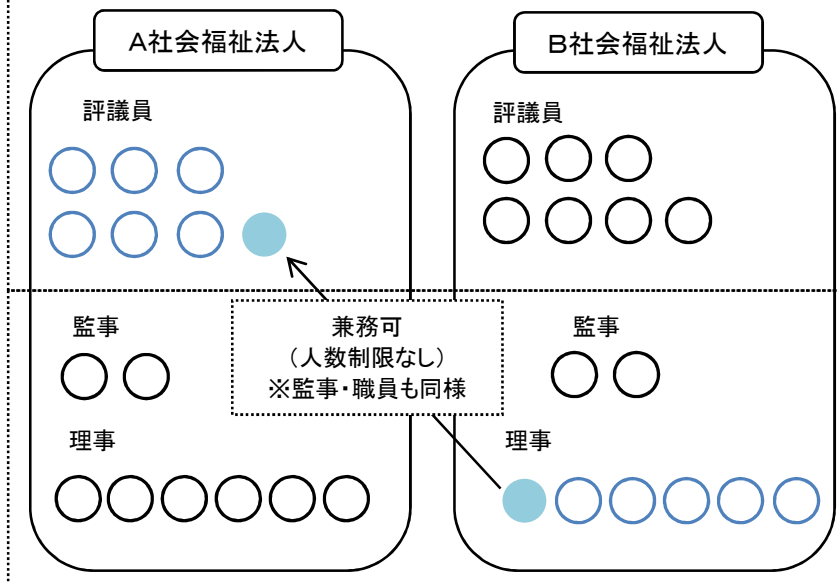


問 A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の役員や職員が就任することは可能か。

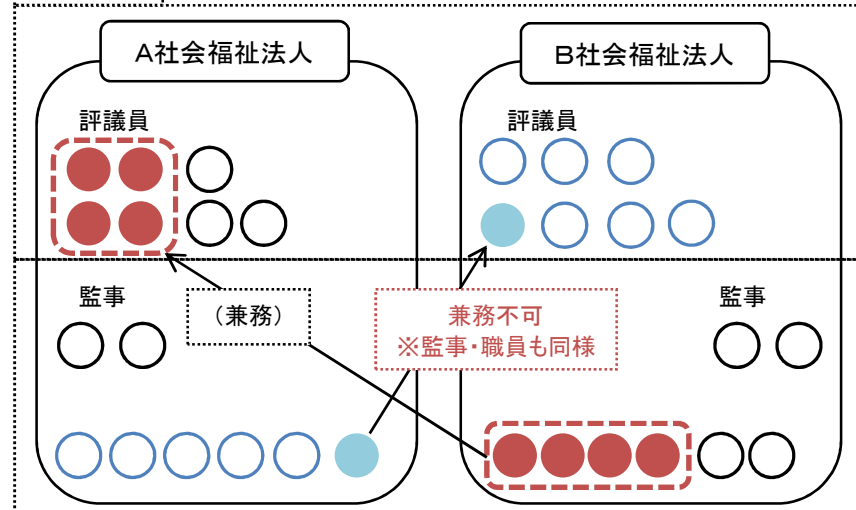
(答)

- 1 人数に制限なく兼務可能である。(図1)
- 2 ただし、牽制関係を適正に働かせる観点から、A社会福祉法人の評議員の過半数をB社会福祉法人の役員が占める場合には、A社会福祉法人の役員又は職員がB社会福祉法人の評議員となることはできない。(図2)

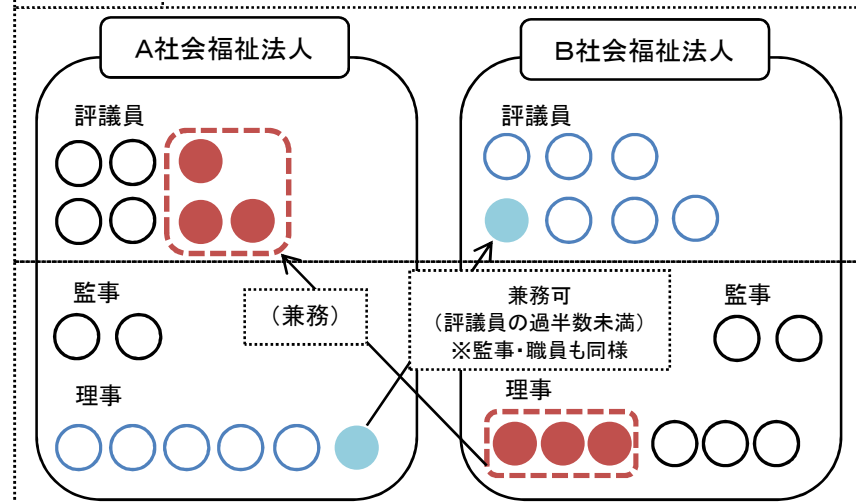
【図1】



【図2】



【参考】



IV 法人の資産

法第25条において、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うにあたり必要な資産を備えなければならないとされています。その要件については以下のとおりです。

- 1 社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。
- 2 都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を運営する法人の場合は、土地）に限り、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることもできる。この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、登記しなければならないこと。
- 3 社会福祉施設を運営する法人は、すべての施設においてその施設の用に供する不動産は基本財産とする。国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けている場合は、1,000万円以上の資産を基本財産として有すること。
- 4 社会福祉施設を運営しない法人は、原則として1億円以上の資産を基本財産として有すること。
- 5 法人設立に際し寄附金が予定されている場合は、書面による贈与契約が締結され、当該寄附が確実に行われることについて各種証明書により確認できること。
- 6 借入金に対する償還財源その他必要経費について寄附金が予定されている場合、年間の寄附額を年間所得から控除した額が社会通念上その者の生活を維持できる額を上回っていること。
- 7 その他財産として年間事業費の12分の1以上に相当する現金、預金等を有すること。
※介護保険法及び障害者自立支援法に係る事業を主として行う法人の場合は12分の2以上が望ましい。

V 法人の所轄庁

神奈川県内に主たる事務所がある社会福祉法人の所轄庁は、事業を行う区域により次のようになっています。

区 分		所轄庁
神奈川県内のみで事業を行う場合	主たる事務所が伊勢原市に所在し、伊勢原市の区域のみで事業を行う場合	伊勢原市長
	主たる事務所が各市に所在し、当該市の区域のみで事業を行う場合	各市長
	各町村の区域のみで事業を行う場合	神奈川県知事
	2以上の市町村で事業を行う場合	主たる事務所が政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）に所在
主たる事務所が政令指定都市以外に所在		神奈川県知事
神奈川県外でも事業を行う場合		神奈川県知事

社会福祉法人審査会及び社会福祉法人設立認可申請の提出書類

I 全体の説明

1 提出が必要な書類は「II 提出書類一覧」のとおりです。なお、提出書類一覧の「2 社会福祉施設を新設する場合に必要な書類」から「9 特定非営利活動法人等で実施していた事業を目的として法人を設立する場合に必要な書類」までは、法人設立計画の内容によって書類の要不要が異なりますので、それぞれの条件に当てはまる場合に書類を御提出ください。

※ 提出書類一覧は、原則的な取扱いをまとめたものです。この他に計画の裏付けとなる書類の提出をお願いすることや、他の手段により状況を確認できる事項について書類の提出を不要とすることがありますので、御承知おきください。

2 「社会福祉法人審査会」には、提出書類一覧に掲げた書類のうち、[認可申請時]と記載した以外の書類を、一部ずつ御提出ください。

3 社会福祉法人設立認可申請の際は、提出書類一覧に掲げたすべての書類を、正本と副本として、2部御提出ください。

また「原本」と記載のあるものについては、原本を取得したうえで御提出ください。その際、副本については原本の写しを御提出いただくことも可能です。原本の写しについては、原本証明をしたうえで御提出ください。

4 書類作成上の留意点

① 各提出書類で「写し」と記載がある書類については、設立代表者による「原本証明」を行ってください。

※ 原本証明とは、原本の写しの余白（又は裏面）に原本と相違ない旨の証明を行うことです。原本の写しの余白（又は裏面）に次のように記載して実印で押印してください。

(原本証明の例)

この写しは原本と相違ないことを証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(仮称) 社会福祉法人〇〇会 設立代表者 □□□□ 印 (※代表者個人の実印による押印)

② 「原本」は、発行日から3か月以内のものを御提出ください。

※ 「社会福祉法人審査会」に提出する分は、審査会の時期によって取得すべき時点が異なりますので、原本を取得する前に御確認ください。

③ 履歴書には、その役職に必要な要件等を満たしていることがわかるように資格、職歴、福祉活動歴及び現在の職業・役職等を明記し、末尾には「上記のとおり相違ありません」と記載した上で本人による署名及び捺印を行ってください。

④ 不動産の登記事項証明書は、乙区などを含む全部事項証明書を御提出ください。

⑤ 各種契約書について、設立者は「(仮称)社会福祉法人〇〇会 設立代表者 □□□□」(一部の書類は「設立代表者代理人 △△△△」)と表記し、両当事者とも実印・代表者印(印鑑登録した印章)で押印してください。

- ⑥ 設立者及び設立当初の役員に関する就任承諾書、委任状及び申述書は、住所・氏名を、一字一句全て印鑑登録証明書の表記と一致するように正確に記載し、実印で押印してください。
- ⑦ 不動産の所在地等は、1筆1棟ごととし、登記事項証明書の表記と一致するように正確に記載してください。
- ⑧ 履歴書、身分証明書、印鑑登録証明書について、例えば贈与者が設立当初の役員になる場合など、同じ書類を提出することになるときは、一方のみの提出で結構です。

II 提出書類一覧

1 すべての場合に必要書類			
1-1	[認可申請時] 設立認可申請書		様式例 1 - B
1-2	社会福祉法人設立計画概要書		様式例 1 - A
1-3	設立趣意書 [認可申請時は不要] (注1)		
1-4	定款例		様式例 2
1-5	設立当初の財産目録		様式例 3
1-6	事業計画書 (注2)		様式例 11
1-7	収支予算書及び月次予算書 (注2) (注3)		様式例 12
1-8	設立代表者の履歴書	写し	様式例 24
1-9	設立代表者の権限を証する書類	写し	様式例 13~15
1-10	設立代表者の印鑑登録証明書	市町村発行の原本	
1-11	設立代表者の身分証明書	本籍地市町村発行の原本	
1-12	設立代表者の「登記されていないことの証明書」(注5)	法務局発行の原本	
1-13	設立当初の役員の履歴書 (注4)	写し	様式例 24
1-14	設立当初の役員の就任承諾書	写し	様式例 16
1-15	設立当初の役員の印鑑登録証明書	市町村発行の原本	
1-16	設立当初の役員の身分証明書	本籍地市町村発行の原本	
1-17	設立当初の役員の「登記されていないことの証明書」(注5)	法務局発行の原本	
1-18	設立当初の役員の申述書		様式例 23
1-19	設立当初の役員が暴力団員等に該当しないことの誓約書	原本	様式例 25
1-20	評議員予定者の履歴書	写し	様式例 24
1-21	評議員予定者の就任承諾書	写し	様式例 17
1-22	評議員予定者の印鑑登録証明書	市町村発行の原本	
1-23	評議員予定者の身分証明書	本籍地市町村発行の原本	
1-24	評議員予定者の「登記されていないことの証明書」(注5)	法務局発行の原本	
1-25	評議員予定者の申述書		様式例 23
1-26	評議員予定者が暴力団員等に該当しないことの誓約書	原本	様式例 25
1-27	事業開始までのスケジュール表 (注6)		

(注1) 認可申請時には、「設立認可申請書」に設立の趣意を記載しますので、「設立趣意書」の提出は不要です。

(注2) 法人設立日を含む年度から事業開始日を含む年度の次年度まで（4月1日に事業を開始する場合は、事業開始日を含む年度まで）、会計年度ごとに作成し、提出してください。

(注3) 収支予算書及び月次予算書は「社会福祉法人新会計基準」に基づいて作成してください。

※社会福祉法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了します。

(注4) 設立当初の役員とは、定款の附則に記載する設立当初の理事及び監事です。

(注5) 「登記されていないことの証明書」とは後見登記等ファイルに記録されていない

（「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない」）ことを証明するものです。

(注6) 事業開始までに必要な調整や手続の前後関係等がわかるように、次の事項を含むスケジュール表を提出してください。（補助金交付決定、福祉医療機構の融資内定、開発許可、建築確認、法人設立認可、工事請負契約締結、借入金の融資実行、工事代金支払、補助金交付、竣工、開設前職員研修など）

2 社会福祉施設を新設する場合に必要な書類			
2-1	施設長就任予定者の施設長就任承諾書	写し	様式例 21
2-2	施設長就任予定者の資格要件を証する書類	写し	
2-3	施設長資格を取得する念書 (2-2の書類がない場合)		様式例 22

3 設立当初や償還財源として、贈与（寄附）を受ける場合に必要な書類			
3-1	贈与契約書	写し	様式例 4、20
3-2	贈与者が『個人』の場合	贈与者の印鑑(登録)証明書	市町村等発行の原本
3-3		贈与者の身分証明書	本籍地市町村発行の原本
3-4		贈与者の「登記されていないことの証明書」(注7)	法務局発行の原本
3-5		贈与者の法人登記簿に係る登記事項証明書	法務局発行の原本
3-6	贈与者が『法人』の場合	贈与者の定款の写し	贈与者である法人の代表者名で原本証明したものを入手し、提出してください。
3-7		贈与実施の意思決定が法人内で必要な手続を経ていることを証する議事録等の写し	
3-8	設立当初に現金の贈与を受ける場合	贈与者の寄附財源となる預貯金の残高証明書(注8)	金融機関発行の原本

3-9	数年にわたり現金の贈与を受ける場合 で、贈与者が個人の時	贈与者の資力を証明する 書類（所得証明書、納税 証明書）	市町村等発行の原本	
3-10	土地建物の贈与を受ける場合	所有権移転登記確約書	写し	様式例 5
3-11		贈与を受ける不動産の 登記事項証明書	法務局発行の原本	
3-12		贈与を受ける土地の公図 の写し	法務局発行の原本	
3-13		贈与を受ける建物の図面		
3-14		[認可申請時] 贈与を 受ける不動産の評価額に 係る証明書	官公署発行のものは原本 その他のものは写し	
<p>(注7) 「登記されていないことの証明書」とは後見登記等ファイルに記録されていない (「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない」) ことを証明 するものです。</p> <p>(注8) 複数枚の証明書により寄附財源となる預貯金残高を証明する場合には、証明書の現在日 (平成〇〇年〇〇月〇〇日現在) を同一日付に統一してください。</p>				

4 他から購入する土地や建物で事業を行う場合に必要な書類				
4-1	購入する不動産の登記事項証明書		法務局発行の原本	
4-2	※ 土地を購入する場合	購入する土地の公図の写し	法務局発行の原本	
4-3	※ 建物を購入する場合	購入する建物の図面		
4-4	売買契約書等（所有権が確実に帰属することを明らかにすることが できる書類）		写し	
4-5	売主の印鑑(登録)証明書		市町村等発行の原本	
4-6	※ 売主が法人の場合	売主の定款の写し	※売主である法人の代表 者名で原本証明したもの を入手し、提出してくだ さい。	
		売買実施の意思決定が法人 内で必要な手続を経ている ことを証する議事録等の写 し		
		売主の法人登記簿に係る登 記事項証明書	法務局発行の原本	
4-7	[認可申請時] 基本財産編入誓約書		様式例 6	

5 他から貸与を受ける土地や建物で事業を行う場合に必要書類			
5-1	貸与を受ける不動産の登記事項証明書		法務局発行の原本
5-2	※ 土地を借りる場合	貸与を受ける土地の公図の写し	法務局発行の原本
5-3	※ 建物を借りる場合	貸与を受ける建物の図面	
5-4	使用貸借・賃貸借契約書等（使用の権限が確実に帰属することができる書類）		写し 様式例 9
5-5	地上権若しくは賃借権の設定契約書または設定登記誓約書		写し 様式例 7、8、10
5-6	貸主の印鑑(登録)証明書		市町村等発行の原本
5-7	※ 貸主が法人の場合	貸主の法人登記簿に係る登記事項証明書	法務局発行の原本

6 新たに建設する施設で事業を行う場合に必要書類			
6-1	建築図面（付近見取図、配置図、平面図、立面図）		
6-2	施設建設計画書		様式例 18
6-3	施設建設・整備等に係る収支予算書（設備整備（初度調弁）計画書）（注 9）		
6-4	[認可申請時] 補助金等交付決定通知書		写し
6-5	[認可申請時] 施設建設工事見積書（注 9）		写し
6-6	[認可申請時] 設備整備（初度調弁）見積書（注 10）		写し
6-7	[認可申請時] 土地利用関係許認可の許認可書（注 11）		写し
6-8	[認可申請時] 建築確認の確認済証		写し
6-9	[認可申請時] 基本財産編入誓約書		様式例 6
<p>（注 9）法人設立日を含む年度から事業開始日を含む年度の次年度まで（4月1日に事業を開始する場合は、事業開始日を含む年度まで）、施設建設・整備等に係る予算について、会計年度ごとに作成し提出してください。その際、月々の資金の流れがわかるように作成してください。</p> <p>（注 10）見積書は、設計監理業者など見積を行った事業者が押印したものの写しを御提出ください。</p> <p>（注 11）原則として、建築確認を受ける前に法人の設立認可を得ることはできません。開発行為の許可や農地転用許可等、建築確認を受ける前に必要な諸手続は、社会福祉法人設立代表者として行い、許認可書の写しを御提出ください。</p>			

7 施設整備費や運転資金などの借入を行う場合に必要書類			
7-1	金融機関等による融資証明書（福祉医療機構を除く）		写し
7-2	借入金償還計画書		様式例 19
7-3	[認可申請時] 福祉医療機構の貸付内定通知書（注 12）		写し
（注 12）福祉医療機構の貸付内定通知書については、受理票に代えて提出することも可能です。			

8 市町村が指定や認可を行う事業の実施を目的として法人を設立する場合に必要な書類		
8-1	当該市町村の意見書	(意見書例)

9 特定非営利活動法人等で実施していた事業を目的と(譲渡)して法人設立する場合に必要な書類		
9-1	実施事業の経営の実績がわかる書類5カ年度分(所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合は3カ年度分)	
9-2	地方公共団体等からの委託、助成を受けている(あるいは過去に受けていた)ことが分かる書類	写し
9-3	実施事業に対し、各法令に基づく指定を受けていることが分かる書類	写し